

小野まつり実行委員会設置規程

小野まつり実行委員会設置規程（平成18年5月18日施行）の全部を改正する。

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、小野まつり実行委員会と称す。

（目的）

第2条 小野まつり実行委員会は、小野まつりのメインテーマである「郷土を愛する人たちの誇りとなるために」を基本理念に開催事業計画を策定し、適正かつ安全な運営の推進を図ることを目的とする。

（所掌事業）

第3条 小野まつり実行委員会は、目的達成のため、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 小野まつりの基本計画及び事業計画の策定に関すること
- (2) 小野まつりの広報及び周知に関すること
- (3) 小野まつりの警備計画の策定及び警備の実施に関すること
- (4) 小野まつりの協賛金等、収入の確保に関すること
- (5) 小野まつりの開催に関すること
- (6) その他小野まつりの開催に関する必要な事項

第2章 小野まつり実行委員会

（構成）

第4条 小野まつり実行委員会は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 小野まつり開催に必要である団体が推薦する代表者
- (2) 小野まつり開催及び準備に必要な機関、団体の代表者及び被推薦者
- (3) 当回の小野まつり検討委員会に属する委員
- (4) その他、小野まつり開催及び準備に必要であると認める者

（組織）

第5条 小野まつり実行委員会に実行委員会、特別臨時委員会、検討委員会を置く。

2 実行委員会は、全委員で構成する。

3 特別臨時委員会は、会長、実行委員長、副会長（部会長）及び会長が必要と認める委員で構成する。

4 検討委員会は、前回の実行委員会委員の任期を満了した者のうちから互選により選出された委員及び公募による委員で構成する。

(小野まつり実行委員会全体会)

第6条 小野まつり実行委員会に全体会を置く。

2 全体会は、次の各号に掲げる事項を審議決定する。

- (1) 検討委員会が提案する基本計画に関すること
- (2) 小野まつり開催の予算、決算に関すること
- (3) 各専門部会が策定した開催事業計画及び運営に関すること
- (4) 小野まつりの開催、実施運営に関すること
- (5) 規程の改廃に関すること

(特別臨時委員会)

第7条 特別臨時委員会は、前条の各号に掲げる事項のうち、技術的な判断が必要とされる案件等、特別な事情が生じた場合に会長が設置期間を定めて設置し、協議、決定を行う。

2 前項の規定により決定された事項は、第13条に規定する専決処分により処理する。

(役員)

第8条 小野まつり実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 実行委員長 1名
- (3) 検討委員長 1名
- (4) 副会長(部会長) 3名
- (5) 監事 2名
- (6) 名誉会長 若干名
- (7) 顧問 若干名

2 会長は、小野まつり実行委員会を代表し、事業を総括する。

3 実行委員長は、小野まつりの事業計画策定、事業実施に係る事項について、会長を補佐し、専門部会を統括する。また、その任期中において会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 検討委員長は、小野まつりの企画提案、基本計画策定に係る事項について、会長を補佐し、検討委員会を統括する。また、その任期中において会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 副会長(部会長)は専門部会を代表する。また、企画担当副会長(部会長)は小委員会を統括する。

6 監事は、小野まつり実行委員会の事業及び会計を監査し、その結果を全体会に報告する。

(選出)

第9条 会長、副会長(部会長)は、小野まつり実行委員会委員のうちから互選により選出する。

- 2 実行委員長及び監事は、会長が指名する。
- 3 検討委員長は、検討委員会委員の互選により選出する。
- 4 特別臨時委員長及び委員は、必要とされる協議の事情に応じ、会長がその都度指名する。

(任期)

第10条 会長の任期は、実行委員会設置時から、次回の実行委員会が設置されるまでの期間とする。

- 2 第8条第1項第2号並びに第4号から第7号までの役員及び委員の任期は、実行委員会設置時から当回の会計決算完了時までとする。
- 3 検討委員長の任期は、検討委員会設置時から、当回の実行委員会が設置されるまでの期間とする。
- 4 役員及び委員は、再任されることができる。

(定足数)

第11条 全体会は、委員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

- 2 全体会以外の会議は、原則として委員現在数の2分の1以上の出席を必要とする。

(議決)

第12条 全ての会議の議事は、出席委員の過半数をもって決する。

- 2 可否同数のときは、議長がこれを決する。

(専決処分)

第13条 会長は、全体会で議決すべき事項に関し、特に急を要する場合において、全体会を開催する時間的余裕がないと認めるときは、その議決すべき事項を処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定による処分をしたときは、その内容について次回の全体会において報告し、その承認を得なければならない。

第3章 実行委員会

(実行委員会の設置期間)

第14条 実行委員会は、毎年5月に設置し、当回の会計決算完了時までの期間を設置期間とする。

(専門部会)

第15条 実行委員会に、専門部会として、総務部会、企画部会及び警備部会を置く。

- 2 専門部会は、実行委員会で選任された委員で構成する。
- 3 企画部会は、必要に応じ小委員会を置くことができるものとし、各小委員会は、企画部会委員に選任された委員で構成する。

(専門部会の業務)

第16条 専門部会は、次の各号に掲げる事項について検討し、全体会に提案する。

- (1) 小野まつりの協賛金に関する事
- (2) 小野まつりの各事業の計画に関する事
- (3) 小野まつりの広報に関する事
- (4) 小野まつりの警備に関する事

第4章 検討委員会

(検討委員会の設置期間)

第17条 検討委員会は、毎年11月に設置し、当回事業委員会が設置されるまでの期間を設置期間とする。

(検討委員会の業務)

第18条 検討委員会は、小野まつりを見直し、新たな企画等について協議、検討し、基本計画を作成して実行委員会に提案する。

(検討事項)

第19条 検討委員会は、次の事項について協議、検討する。

- (1) 過去に実施されてきた小野まつりの内容把握と課題等に関する事
- (2) 実行委員会組織の見直しに関する事
- (3) 小野まつりの新たな企画等に関する事
- (4) 当回事業委員会の基本計画の作成に関する事
- (5) その他必要な事項に関する事

(検討委員会の構成)

第20条 検討委員会の委員数は、30名以内とする。

2 検討委員会に、検討副委員長を置く。

3 検討副委員長は、検討委員長が指名する。

4 検討副委員長は、検討委員長を補佐し、検討委員長に事故あるとき又は検討委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 検討委員会は、必要に応じ部会を置くことができる。

(検討委員会委員の任期)

第21条 検討委員会委員の任期は、当回事業委員会が設立されるまでの期間とする。

2 検討委員会委員は、原則として当回事業委員会委員に就任する。

3 検討委員会委員は、会長が認めたときは、本人の意思により入退会ができるものとする。

(意見の徴取等)

第22条 検討委員長が必要と認めるときは、必要な知識等を有する者を会議

に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(基本計画の提案及び継承)

第23条 検討委員長は、当回事行委員会が設立されたときは、第19条の成果として作成した基本計画を実行委員会に提案しなければならない。

2 検討委員会で行った検討内容等、業務に係る全ての成果は、当回事行委員会に継承されるものとする。

第5章 事務局

(事務局)

第24条 小野まつり実行委員会の事務を処理するため、事務局を特定非営利活動法人北播磨市民活動支援センター内に置く。

2 小野まつり実行委員会は、適正な事務処理の執行のため、事務局長とその他の職員を置く。

3 事務局長は、特定非営利活動法人北播磨市民活動支援センターの理事長が行う。

4 事務局長は、会長の命を受けて、小野まつり実行委員会の事務を処理する。

(決裁)

第25条 この規程において会長の権限に属する事務は、会長又は専決権者が決裁する。

2 専決権者とは、実行委員長、検討委員長、事務局長をいう。

(決裁区分)

第26条 会長の決裁を受けなければならない事項は、次のとおりとする。

(1) 予算及び決算に関する事項

(2) 契約金額が1,000万円以上の契約の締結に関する事

(3) 1,000万円以上の金銭の収支に関する事

(4) 1,000万円以上の物品購入に関する事

2 実行委員長又は検討委員長が専決決裁できる事項は、次のとおりとする。

(1) 契約金額が1,000万円未満の契約の締結に関する事

(2) 1,000万円未満の金銭の収支に関する事

(3) 1,000万円未満の物品購入に関する事

3 事務局長が専決決裁できる事項は、次のとおりとする。

(1) 契約金額が50万円未満の契約の締結に関する事

(2) 50万円未満の金銭の収支に関する事

(3) 50万円未満の物品購入に関する事

(4) 補助金の交付申請等に関する事

(5) 事務委託契約の締結に関する事

4 専決権者は、本条第1項、第2項及び第3項に明示されていない事項にあ

っても、それぞれの専決事項と重要度が同種類と類推できるものは、適宜専決決裁することができる。

5 決裁区分の不明なものにあつては、全て事務局長の指示を受ける。

第6章 会計

(会計)

第27条 小野まつり実行委員会の会計は、補助金、協賛金、参加料、その他の収入をもってこれに充てる。

2 協賛金、参加料、露店出店料等、補助金以外の収入は、支払者が支払う目的に沿って使用するものとし、花火委託費、行事費、宣伝費等その他の経費に充てる。

3 小野まつり実行委員会は、小野まつり実施のために必要な備品購入等のため、補助金以外の収入を積み立てることができる。

4 小野まつり実行委員会の事業計画及び予算は、会長が調製し、全体会の議決を得なければならない。

5 小野まつり実行委員会の事業報告及び決算は、監事の監査を受けたうえで、全体会に承認を得なければならない。

6 会計に余剰金が生じた場合は、繰り越すことができる。

(会計年度)

第28条 会計年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までとする。

2 小野まつり実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 雑則

第29条 この規程に定めるもののほか、小野まつり実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和6年5月16日から施行する。

(小野まつり検討委員会設置要領の廃止)

2 小野まつり検討委員会設置要領(平成21年11月4日施行)は、廃止する。